

高 福 第 2 2 5 号
令和 6 年 6 月 6 日

各介護老人保健施設 管理者 様
各 介 護 医 療 院 管理者 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長 草野 敏行（公印省略）

介護老人保健施設及び介護医療院に係る訪問リハビリテーション事業所（介護予防を含む）のみなし指定について（通知）

県の高齢者福祉の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、令和 6 年度の介護保険制度改正に伴う、訪問リハビリテーション事業所（介護予防を含む）のみなし指定に係る経過措置等については、以下のとおりとなりますので、御確認下さい。

記

（１）現在、訪問リハビリテーション事業所の指定を受けていない事業所の場合

- ・令和 6 年 6 月 1 日に訪問リハビリテーション事業所の指定があったものとみなされます。なお、訪問リハビリテーション事業の実施にあたっては、「運営規程」、「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」等を整備するとともに、「介護給付費の算定に係る体制等に関する届出書」を提出してください。
- ・また、訪問リハビリテーション事業所のみなし指定を不要とする場合は、別紙の「指定を不要とする旨の届出書」を提出してください。
- ・上記（１）に係る書類は、どちらも提出期限は令和 6 年 6 月 1 4 日（金）です。

（２）現在、訪問リハビリテーション事業所の指定を受けている事業所の場合

- ・当該訪問リハビリテーション事業所の指定の有効期間満了の日の翌日に、訪問リハビリテーション事業所の指定（みなし指定）があったものとみなされます。
- ・なお、みなし指定日以降の訪問リハビリテーション事業所の事業所番号については、原則として介護老人保健施設及び介護医療院と同一のものに変更になります。

担 当：施設・事業者指導担当 平井
電 話：048-830-3247
E-Mail：a3240-07@pref.saitama.lg.jp